

## 生駒市条例第 2 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 16 日

生駒市長 小 紫 雅 史

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 生駒市行政手続条例（平成 9 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

(生駒市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 生駒市情報公開条例（平成 20 年 9 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 審査請求

第 20 条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 20 条の 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 21 条第 1 項各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求

に係る不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第21条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第22条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第23条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、「当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成9年12月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律

第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。)を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第7条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条中「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第6条第6項若しくは第7項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この

限りでない。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(生駒市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「救済の手続（第24条）」を「審査請求（第23条の2・第24条）」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

#### 第4章 審査請求

第4章中第24条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第23条の2 開示等をする旨又はしない旨の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第24条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「、当該不服申立て」を「、当該審査請求」に、「不服申立てを」を「審査請求の全部を」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第6条 固定資産評価審査委員会条例（昭和39年12月生駒市条例第43号）

の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(生駒市税条例の一部改正)

第9条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第10条 生駒市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年7月生駒市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第26条(見出しを含む。)中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の生駒市情報公開条例の規定は、この条例の施行

の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（生駒市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。以下この項において同じ。）又は開示請求（同条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の生駒市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示等（生駒市個人情報保護条例第20条第1項に規定する開示等をいう。以下この項において同じ。）をする旨又はしない旨の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示等をする旨又はしない旨の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

4 第6条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。